

秦野市いじめ防止基本方針

平成30年7月改定

秦 野 市
秦野市教育委員会

<目 次>

はじめに-----	1
はだの子ども人権宣言-----	2
秦野市教育委員会教育目標-----	2
1 基本的な考え方-----	3
(1) 改定に当たって	
(2) いじめの定義～「いじめ防止対策推進法」に準拠	
(3) いじめに対する基本認識	
(4) いじめの正確な認知	
(5) いじめ対策の基本理念	
(6) 学校・家庭・地域・関係機関の連携	
2 基本的施策・取組-----	6
(1) 「はだのわくわく教育プラン」に基づき実施するいじめ防止の ための主要施策	
(2) いじめ防止等のために各学校において実施する取組	
(3) 保護者（地域）としての取組	
3 重大事態への対処-----	11
(1) いじめの重大事態	
(2) いじめの重大事態の定義	
(3) いじめの重大事態への対処	
4 いじめの防止等を推進する体制-----	14
(1) 学校における組織	
(2) 秦野市いじめ問題対策連絡協議会	
(3) 秦野市いじめ問題対策調査委員会	
(4) 秦野市いじめ問題再調査会	

はじめに

秦野市では、平成21年に制定した「秦野市教育委員会教育目標」に「生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心をもつ人」の育成・支援を掲げ、子どもの人権を守るために、いじめ対策を含め様々な取組を推進してきました。

教育目標の実現に向けては、平成23年度からの本市の教育振興基本計画である「はだの教育プラン」に基づき、いじめ・不登校のない学校教育の充実を図るため、これまで、いじめ対応の教師用手引書「育てようやさしい心」や児童・生徒、保護者向けいじめ防止啓発リーフレット「広げようふれあいの心」を作成、配布してまいりました。また、現在は平成9年に策定された「はだの子ども人権宣言」を受け、20年度から全ての小・中学校の代表児童・生徒による「いじめを考える児童生徒委員会」を継続して開催し、子どもたち自身が主体性を生かした、いじめ根絶運動に取り組んでいます。

一方、平成25年9月にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて本市では、学校・家庭・地域と密に連携しながら、次代を担う子どもたちが安心して安全に学校生活を送ることができるように、平成27年3月「秦野市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。)を策定して、いじめ対策を積極的に推進してきました。

また、各小・中学校(以下「学校」という。)は、国のいじめ防止等のための基本的な方針(以下、「国の基本方針」という。)、神奈川県いじめ防止基本方針、市の基本方針を参考として、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等の取組を進めてまいりました。

こうした中、法附則第2条第1項「法の施行後3年を目途として施行状況を勘案し検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする」との規定を受け、国の基本方針が平成29年3月に改定されたことに伴い、いじめ問題対策連絡協議会での議論や、いじめ問題対策調査委員会の意見を踏まえ、市の基本方針を改定し、実効的かつ実践的ないじめ対策の推進を図ってまいります。

はだの子ども人権宣言

私たちは、いじめを絶対に許しません

- ・感じとろう！ あなたにとってはささいなことでも、相手にとっては…？
- ・考えよう！ 相手の気持ち、相手の立場になって。
- ・勇気をもとう！ 一人の小さな声でも、みんなの大きな声に。
- ・うちあけよう！ 悩み、苦しみを友だちに、先生に、家の人に。

あなたも、みんなも輝く仲間づくりをしよう

- ・笑顔で明るく気持ちよく、人と接しよう！
- ・たった一人の意見でも、みんなでよく聞き考え、大切にしよう！
- ・喜び、悲しみ、悩みを語り合える友だちになろう！
- ・見方、考え方など、自分との違いを認め合おう！

力を合わせ、すばらしい未来を築いていこう

- ・いじめのない明るく楽しい学校生活にするために
学級会や児童会・生徒会で話し合おう！ 取り組もう！
- ・あなたにできることを、自分で考え、実行しよう！

1997. 2. 27 秦野市子ども人権委員会
秦野市立各小学校児童会
秦野市立各中学校生徒会

秦 野 市 教 育 委 員 会 教 育 目 標

秦野市教育委員会は、教育基本法に定める教育の目的及び理念を踏まえ、秦野市市民憲章の精神に基づき、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた以下に掲げる人の育成、支援に努めます。

- ◎ 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- ◎ 人や自然との共生・共存を大切にする人
- ◎ 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- ◎ 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- ◎ 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

(平成21年3月27日制定)

1 基本的な考え方

(1) 改定に当たって

本市では、「教育委員会教育目標」の実現に向けた取組を明確にするため、平成23年度に策定した「はだの教育プラン（秦野市教育振興基本計画）」の中で、「豊かな情操や規範意識、公共の精神を育み、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める教育を推進する」ことを掲げてきました。全ての教育活動において、はだの子ども人権宣言の実現を目指し、人権教育や、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むことができるような道徳教育の充実を図るとともに、いじめ、暴力行為などの問題行動に対し、学校、教育委員会、関係機関等が連携して、未然防止、緊急対応、事後指導の各段階において、適切な対策を推進することに努めています。

その後、平成28年3月に、新たに32年度までの秦野市教育振興基本計画「はだのわくわく教育プラン」を策定し、さらに幼小中一貫教育を主要施策とし、地域とともに歩み、幼稚園と小学校、小学校と中学校の間で、学びと育ちの連続性を大切にしながら、子ども同士が互いに認め合い、尊重しあうことができる環境づくりの実現を図ることとしています。

また、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に、総合教育会議を設けることが定められました。

これに伴い、本市でも市長と教育委員による総合教育会議を設置し、平成28年2月には、秦野市教育大綱を策定するなど、いじめ対策の推進を図っており、総合教育会議の場での議論を通じて、教育委員会が市長部局との連携を強化することにより、再発防止策の検討やいじめの未然防止に向けた迅速かつ適切な対応に努めています。

(2) いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめの定義は、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行わ

れるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

一方、神奈川県では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとして捉えるよう定めています。

本市でも、いじめの定義を国・県と同様に捉え、早期発見・早期対応に努めることとします。

(3) いじめに対する基本認識

いじめは、すべての児童・生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、児童・生徒も大人も次に掲げるいじめに対する基本認識を持って、この問題に向き合います。

ア いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為である。

イ いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。

エ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童・生徒も含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。

オ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

カ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

キ いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいるこ

と、被害者が心身の苦痛を感じていないこととする。

(4) いじめの正確な認知

いじめの認知については、「いじめはどこにでも起きること」「誰にでも起きること」との視点から、アンケート等も活用して積極的に認知し、その解消に向けた早期対応に努めます。

ア 関係者からの丁寧な聴き取り等を含め、組織的且つきめ細かな対応を通して、人間関係のトラブルといじめの違いを見極め、いじめの正確な認知を図ります。

イ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても「いじめの定義」に従い、いじめとして積極的に認知し、初期対応に努めます。

ウ いじめではないかと疑われる事案に接したときは、特定の教職員が抱えこまず、周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断し対応します。

(5) いじめ対策の基本理念

いじめ問題の対応には、日常の教育活動における教職員の取組、児童・生徒自身の主体的な活動、保護者と連携した対応、関係機関との協働等、児童・生徒、保護者、学校、地域、関係機関が連携の下、多様な側面から取り組む必要があることから、基本的な理念として次の5つを掲げます。

ア 児童・生徒自らがいじめ問題について、主体的に考え、いじめの防止等に取り組めます。

イ 学校は、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動ができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組めます。

ウ 学校の内外を問わず、様々な場所・場面でいじめが起り得ることから、地域全体で児童・生徒を見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県及び国と連携して取り組めます。

エ 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、地域全体で共有します。

オ 大人は、あらゆる機会を通して、児童・生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、児童・生徒に向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実を図ります。

(6) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

いじめの防止等のための対策が、適切に行われるよう、学校運営協議会等への情報提供のほか、学校・家庭・地域・関係機関との連携強化等、必要な体制の整備に努めます。

2 基本的施策・取組

(1) 「はだのわくわく教育プラン」に基づき実施するいじめ防止のための主要施策

ア 幼小中一貫教育の推進

園児、児童及び生徒の学びと育ちの連続性を大切にした、幼稚園（就学前教育）から小学校、中学校までの一貫した教育を実践することにより、いじめ、不登校問題の解決を図ります。児童・生徒の特性を配慮しながら校種を越えた連続性のある指導に努めます。

イ いじめを考える児童生徒委員会の開催

平成18年度より市内各小中学校の代表者で組織されている『いじめを考える児童生徒委員会』では、「秦野市子ども人権宣言」の実現を目指し、児童・生徒の主体性を活かしたいじめ根絶運動に取り組むとともに、家庭や地域への啓発運動への広がりや、秦野市からのいじめ根絶を目的に活動しています。「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応」をテーマに、幼小中一貫教育のひとつとして、児童会・生徒会活動と連携したリーダー育成としてのピアサポート等、いじめ根絶に向けた各校の取組を共有したり、『いじめを考える児童生徒委員会』の取組を各校につなげるための議論や、SOSカード等の作成を通して、校種や学区を越え活発にいじめ対策を展開していきます。

ウ 自立支援教室事業（コミュニティルーム「つばさ」）

「あそび・非行」型の不登校児童・生徒や学校内で深刻な問題行動等を起こす児童・生徒とその保護者に対応するとともに、心理的・情緒的な要因による個別支援が必要な児童・生徒への対応のために、学校と協力連携し、上幼稚園跡地を拠点として支援を行います。

エ いじめ対策等巡回教育相談事業

臨床心理士等を小・中学校に派遣し、いじめ、不登校や問題行動等の児童・生徒指導上の諸問題について、未然防止、早期発見、早期対応に向けた具体的な対応策により、児童・生徒の健全育成に努めます。

オ ソーシャルスキル研修会の開催

児童・生徒の社会性を育み、コミュニケーション能力を高めるために、小・中学校教職員の研修会を開催し、指導力向上に努めます。

カ 小学校巡回教育支援相談員派遣事業

いじめ、不登校、暴力行為その他の問題行動に対する相談機能を高め、それらの未然防止及び早期対応を図るとともに教職員に対して学校生活・学校教育等に関する適切な支援及び助言を行います。

キ 里地里山自然環境教育研究委託事業

自然環境を生かした環境教育を進め、児童・生徒が秦野の特性を活かした自然体験学習に取り組み、自然の良さに触れるとともに、豊かな情操と道徳心を培います。

ク 情報教育担当者会議の開催

小・中学校の学習用コンピュータ及びインターネット等の活用法や情報モラル教育のあり方等について研修及び協議を行い、教職員の技能及び情報モラル指導の向上を図ります。

ケ 子どもを育む中学校区懇談会の開催

子どもたちの健全育成に向けて、学校と地域が連携し、各地域の実情に合わせた異年齢・異世代交流の場を設け、子どもたちの社会性や道徳観などを育成します。また、子どもたちにとって安全・安心な地域づくりを推進します。

コ 各種対策資料（いじめ対策マニュアル・不登校対策マニュアル）の改訂・活用

いじめ対策マニュアル「育てようやさしい心」及び不登校対策マニュアル「わたしたちの心見えますか」を教職員へ配付し活用します。また、児童・生徒向けリーフレット「広げよう ふれあいの心」で相談機関を紹介し、併せて地域・保護者への啓発を図ります。

(2) いじめ防止等のために各学校において実施する取組

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

(ア) 各学校は、国・県・市の基本方針を参考にして、その小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という）を策定します。

(イ) 「学校の基本方針」は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容

等について定めます。

- (ウ) 「学校の基本方針」を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるように努めます。
- (エ) 「学校の基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、定期的に自己評価し取組の改善を図ります。

イ いじめの未然防止

(ア) 人権教育の推進

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、言い換えれば人権感覚の乏しさがあります。したがって、人権教育を通じて児童・生徒の人権感覚の醸成を図ります。

(イ) 教職員の人権感覚を高める

児童・生徒は、大人をよく見えています。「教職員の人権感覚が児童・生徒に反映する」という心構えを持ち、人権感覚を高めるように努めます。

(ウ) 望ましい教職員集団をつくる

児童・生徒は、教職員間の人間関係に大変敏感です。教職員間に極端な上下関係や相互不信が存在していると、連帯が失われ、適切な児童・生徒指導が行われにくくなります。互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうとする望ましい教職員間の人間関係づくりに努めます。

(エ) 相談しやすい環境づくり

児童・生徒は、教職員が自分自身の子どもの頃のこと、今興味があることを話してくれると自分が一人前に扱われたと感じ、喜ぶとともに、一層親しみを覚えます。こうした教職員の自己開示の姿勢を表し、「悩みの相談」をしやすい環境づくりを進めます。

(オ) 学級経営の充実

「学級は、学校生活の基本単位である」といわれます。学級が全ての児童・生徒にとって「明るさがある」「安心していられる」「楽しさや活力が感じられる」集団となるように日々の学級経営の充実に努めます。

(カ) 道徳教育の推進

人生における様々なトラブルや困難に直面したときに、克服する方法は一様ではなく、様々な選択肢があり得ることを知り、選択の結果

を予測することができるようになれば、「いじめの予防」にもつながります。そこで、児童・生徒の道徳的な判断力や実践力が向上できるように道徳教育を推進します。

(キ) わかる授業づくりの推進

児童・生徒が学校生活の中で一番長い時間を過ごすのは授業です。この授業の時間を充実させることが、児童・生徒の学校生活を充実することにつながります。教員は、第一に児童・生徒にとって、楽しく、わかる授業づくりを推進します。

(ク) 家庭との連携

児童・生徒の行動等は、それぞれの児童・生徒が育った家庭環境の影響を大きく受けています。したがって、「いじめ」問題の根絶をめざすためにも、児童・生徒のよりよい生活態度について家庭と連携して取り組みます。

(ケ) 家庭教育の大切さ

家庭は、児童・生徒の発達過程における人格形成を図る第1ステップの場です。親から褒められたり、叱られたりという経験が、今後の生活の訓練となるとともに思いやり等の力や心を育てる大切な場であります。家庭に向けたいじめ防止等の啓発を推進します。

(コ) 情報モラル教育の推進

日頃より情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上に学校全体で取り組むと同時に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、未然防止のため保護者への啓発を図り、家庭や地域・関係機関との連携を深めます。

ウ いじめの早期発見

(ア) いじめを見抜くための教職員の姿勢

いじめは、大人に分からないように行われること、また、いじめられた子は仕返しを恐れる気持ちもあって、そのことを自分から言い出せないでいることが多いものです。子どもの訴えがなくても、日頃からの子どもとのコミュニケーションや教職員同士のコミュニケーションをとることで、小さなサインを見逃さないようにします。

(イ) 教職員の鋭敏な感性の保持

教職員は、いじめの認識をきちんと持ち、いじめに関する確かな知見を豊かなものにし、子どもを見る視点を多く持つことができる

ように努めます。

(ウ) 相談体制の確認

教育相談体制を確認し、一人ひとりの児童・生徒と定期的に相談できる時間を確保するとともに、あらゆる教育活動を通して、教育相談に生かせるようにします。

(エ) 実態の把握

日頃のコミュニケーションや教育相談に加え、定期的な学校生活アンケートの実施や教職員用のチェックシート等の活用などを通じて、児童・生徒の実態の把握に努めます。

(オ) 家庭との連携

親子で話し合う時間を作ることを呼びかけることは、いじめの未然防止につながることはもちろんですが、早期発見にもつながります。家庭の協力を得るためには、学校は、児童・生徒の様子をできる限り詳細に知らせるなど、学校と家庭との連携を深めます。

エ いじめの早期対応

(ア) 実態の把握

該当児童・生徒がこれ以上の被害に遭わないようにするとともに、事実確認を行う際には、関係児童・生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めます。

(イ) 家庭との連携

今後どのようにしていくか本人の意向も踏まえて一緒に考えていきます。その際には、保護者との連携を十分にとって対応していきます。

(ウ) 組織的な対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。また必要に応じて心理や福祉の外部専門家が参加し実効的な対応を図ります。

(エ) 毅然とした態度

いじめを行った児童・生徒に対して、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

(オ) 関係機関との連携

必要に応じて秦野市学校警察連携制度の活用や神奈川県警察本部少年相談・保護センター、平塚児童相談所等との連携を強化して取り組みます。

(3) 保護者（地域）としての取組

ア 規範意識の醸成

いじめをしない、させない、許さない気持ちを育てます。

イ いじめからの保護

子どもが被害を受けたときは、迅速かつ適切に保護します。

ウ 学校等のいじめ防止への協力

学校や教育委員会などが行う、いじめ等の防止活動に協力します。

エ 「いじめが起きない学校風土づくり」への協力

子どもを育む懇談会事業や幼小中一貫教育の取組の中で各中学校区ごとに作成された「めざす子ども像」の実現に向け、積極的に協力します。

3 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国・県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。

(2) いじめの重大事態の定義

法第28条により

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態かどうかの判断は、次の考え方により、学校と教育委員会が連携して行います。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

(ア) いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

(イ) いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

(ウ) 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

(3) いじめの重大事態への対処

児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態(法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。)に該当する場合、学校は、教育委員会を通じて市長に、重大事態の発生について様式1にて報告するとともに、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

学校及び教育委員会による対処

ア 事実関係を明確にするための調査と組織

重大事態の調査は、学校の設置者又は学校が行います。

(ア) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

(イ) 教育委員会が調査主体となる場合

次のいずれかに該当するときは、法第28条第1項の規定に基づき、「秦野市いじめ問題対策調査委員会」が調査します。

- 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

イ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供します。

その情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮します。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮したうえで、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

ウ いじめを行った児童・生徒及びその保護者への対応

いじめを行った児童・生徒に対しては、その行為に至った背景を十分に把握し、本人及びその保護者に対して、いじめを繰り返さないための助言や支援など、適切かつ毅然とした指導を行います。

また、教育委員会は、必要に応じていじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項及び同法49条の規定に基づき、その児童・生徒の出席停止を命じる等、必要な処置を速やかに行います。その場合は、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障するための支援を行っていきます。

エ 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態についての調査結果は、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

オ 調査結果の公表

いじめ重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することと

し、特段の支障がなければ公表します。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

市長による措置

ア 再調査の実施及び報告

重大事態の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、その報告に係る重大事態への対処又はその重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、教育委員会が主体となる「秦野市いじめ問題対策調査委員会」、又は市長が主体となる「秦野市いじめ問題再調査会」が再調査を行うことができます。

再調査に当たっては、その調査の公平性・中立性を保つよう努めるとともに、結果について、市長は、市議会に報告し、必要な処置をとります。

イ 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、その調査に係る重大事態への対処又はその重大事態と同種の事態の発生の防止のために指導主事や専門家の派遣等、その学校に対して重点的な支援を行います。

4 いじめの防止等を推進する体制

(1) 学校における組織

ア 組織の設置

各学校において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に「いじめの防止等の対策のための組織」を常設します。

イ 組織の構成

この組織の構成員は、法第22条の規定に基づき、その学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成します。

具体的には、学校では、いじめ防止等に関する日常の課題に迅速且つ適切に対応できるよう、管理職や児童・生徒指導担当教員、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等を中心として構成

し、対応する事案の内容に応じて構成員を追加等するなど、柔軟な組織運営を図ります。また、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体としつつ、その事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、そのいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えます。

ウ 組織の役割

この組織は、その学校におけるいじめ等の未然防止や早期発見・早期対応などに関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の計画作成及び進行管理
- いじめ等に関する教職員研修などの実施
- いじめ等に関する児童・生徒、保護者及び地域への意識啓発
- いじめ等に関する通報及び相談への対応
- いじめ等に係る情報の収集
- いじめ事案に対応するための会議の開催
- いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- いじめ事案に係る記録と情報の共有
- いじめを受けた児童・生徒の保護及び支援並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童・生徒への指導及び支援並びにその保護者との連携
- 在校生やその保護者への情報提供等

(2) 秦野市いじめ問題対策連絡協議会

ア 組織の設置

本市は、法第14条第1項に基づき、「秦野市学校・警察連絡協議会」を母体として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「秦野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

イ 組織の構成機関

この構成機関は、学校、神奈川県警察本部少年育成課少年相談・保護センター、秦野警察署、平塚児童相談所、こども育成課、子育て若者相談課、市民相談人権課、教育指導課をもって構成します。

ウ 組織の役割

いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、次に掲げる事項について、情報の共有、協議等を行います。

- 「市の基本方針」に基づく各関係機関の取組状況
- いじめに関する各校の実態や課題
- いじめの防止等に向けた効果的な取組 等

(3) 秦野市いじめ問題対策調査委員会

ア 組織の設置

教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、外部の専門家を招聘し、いじめ防止等のための対策、事案の早期解決に向けた学校支援、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うとともに、再発防止等のための対策を実効的に行うため、「秦野市いじめ問題対策調査委員会」を設置します。

イ 組織の構成

学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉などの専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、重大事態の対応においては、そのいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

ウ 組織の役割

この組織は、いじめ防止等のための対策、学校支援、重大事態の調査と再発防止等に中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- 「市の基本方針」に基づく取組のあり方及びその実効性を高める調査研究
- 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し
- 重大事態の事実関係を明確にするための調査 等

(4) 秦野市いじめ問題再調査会

ア 組織の設置

重大事態の報告を受けた市長は、法30条第2項に基づき、その報告に係る重大事態への再調査又はその重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「秦野市いじめ問題再調査会」を設

置します。

イ 組織の構成

学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉などの専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、重大事態の対応においては、そのいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

ウ 組織の役割

この組織は、市長への報告に係る重大事態への再調査又はその重大事態と同種の事態の発生の防止のための中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- 重大事態の再調査
- 同種の事案の発生の防止のため処置